

令和8年度佐賀県林業機械等資材高騰対策支援事業補助金申請のてびき

【申請から補助金の支払いまでの流れ】

- ① 補助金要望調査票（様式第1号）の提出
＜林業事業体 → 管轄農林事務所＞
- ② 事業実施（部品交換等） ＜林業事業体＞
- ③ 交付申請書（様式第2号）の提出 ＜林業事業体 → 管轄農林事務所＞
- ④ 竣工検査の実施＜管轄農林事務所 → 林業事業体＞
- ⑤ 県から額の確定通知＜県林業課 → 林業事業体＞
- ⑥ 請求書（様式第4号）の提出＜林業事業体 → 県林業課＞

【①補助金要望調査票（様式第1号）の提出について】

事業の活用を希望する事業体は、事業要望調査票（様式第1号）を令和8年9月30日（水曜日）までに管轄農林事務所にご提出ください。

・予算の範囲内で補助を行うため、要望調査票に記載いただいた内容について補助を確約するものではないことをご了承ください。

・実施予定の事業内容が、本事業に該当するかどうか不明な場合は林業課までお問い合わせください。

【②部品交換等の実施について】

- ・補助対象とする林業機械の整備については、令和8年4月1日以降に部品交換等を行ったものとします。なお、エンジン部品、シリンダー、クローラ等に係る経費、チェンソー、刈払機等の購入及び修理に係る経費は対象外です。詳細については佐賀県林業機械等資材高騰対策支援事業補助金交付要綱（以下、「補助金交付要綱」）別表1及び別表2を参照ください。
- ・20万円以上の部品購入（交換）、工事等を行う場合、2者以上から見積書を徴収し、最も安い業者と契約を行ってください。この際、県外業者から見積もり徴収及び契約をする場合は、佐賀県ローカル発注促進要領に基づき、理由書の提出が必要です。
- ・交付申請時には契約等書類（見積書、契約書、納品書、領収書等）、整備前後の機械写真の添付が必要です。添付書類の不備があった場合、補助対象外となりますので必ず保存をお願いします。

【③ 交付申請書（様式第2号）の提出】

部品交換等を実施し、支払いまで完了しましたら、交付申請書（様式第2

号)に誓約書(別紙2)及び関係書類を添付し、11月30日(月曜日)あるいは1月31日(日曜日)までに管轄農林事務所あてご提出ください。

【④ 竣工検査の実施】

交付申請書の提出後、管轄農林事務所から指定の日時にて竣工検査を実施します。書類もしくは実地確認により検査を行います。

【⑤ 県から額の確定通知】

竣工検査後、農林事務所から県林業課に書類を送付し、県林業課にて補助金額の確定を行い、通知します。交付の申請から補助金額の確定については、45日後を目途に行います。

【⑥ 請求書(様式第4号)の提出】

額の確定通知後、請求書(様式第4号)を県林業課あてに送付ください。農林事務所は経由しません。請求書の到達から補助金の支払いまで2週間程度要します。年度内に補助金の支払いまで完了する必要がありますので、早期のご提出をよろしくお願いいたします。

【共通】

- ・補助金交付要綱をご一読いただき、補助対象経費や交付申請時に必要な書類など確実にご確認のうえ、事業を実施ください。なお、ご不明な点ございましたら下記に記載の問い合わせ先までお尋ねください。
- ・提出いただいた書類については返却いたしませんので、申請した内容がわかるように提出書類はコピーし、各自で保管をお願いします。
- ・本事業は国の「重点支援地方交付金」を活用した事業です。事業完了後、会計検査院の実地検査が実施される可能性もありますので、その際には調査に御協力いただきます。